以内）に、同表の報告対象役務の欄に掲げる電気通信役務に関する当該四半期末（様式第一第二表、様式第二、様式第四、様式第五第二表、様式第六及び様式第十五の三の二によるものについては、当該報告年度末）の契約等の状況について、書面又は別に定める磁気ディスクその他これに準ずるもの（以下「書面等」という。）により総務大臣に提出しなければならない。

報告対象役務	報告対象事業者	様式番号
［略］		
公衆電話（電気通信事業法施行規則第十四条第二号の二に掲げる電気通信役務を含む。以下同じ。）	電気通信回線設備を設置して公衆電話を提供する電気通信事業者	様式第二
［略］		

［2　略］

3　次の表の報告対象事業者の欄に掲げる電気通信事業者は、それぞれ同表の様式番号の欄に掲げる様式により、毎報告年度経過後三月以内に、同表の報告対象役務の欄に掲げる電気通信役務に関する当該報告年度の通信量等の状況について、書面等により総務大臣に提出しなければならない。

報告対象役務	報告対象事業者	様式番号
加入電話	電気通信回線設備を設置して加入電話を提供する電気通信事業者	様式第十六（第六表を除く。）
総合デジタル通信サービス	端末系伝送路設備を設置して総合デジタル通信サービスを提供する電気通信事業者	
中継電話	電気通信回線設備を設置して中継電話を提供する電気通信事業者	
公衆電話	電気通信回線設備を設置して公衆電話を提供する電気通信事業者	様式第十六
携帯電話	［略］	
ＰＨＳ	［略］	様式第十六（第五表及び第六表を除く。）
［略］		

［4　略］

報告対象役務	報告対象事業者	様式番号
［同上］		
公衆電話	電気通信回線設備を設置して公衆電話を提供する電気通信事業者	様式第二
［同上］		

［2　同上］

3　［同上］

報告対象役務	報告対象事業者	様式番号
加入電話	［同上］	様式第十六
総合デジタル通信サービス	［同上］	
中継電話	［同上］	
公衆電話	［同上］	
携帯電話	［同上］	様式第十六（第五表を除く。）
ＰＨＳ	［同上］	
［同上］		

［4　同上］